

放課後キッズクラブは、すべての子どもたちを視野に入れ、小学校施設を活用して「遊びの場」と「生活の場」を兼ね備えた、安全で快適な放課後の居場所を提供します。

■活動プログラム

[8つの視点]

- ① 学校では得られない体験の機会を作ります。
- ② プログラムの内容に継続性、物語性を持たせます。
- ③ 子どもたちの成長、発達に応じたプログラムとします。
- ④ 異年齢児の交流やリーダー養成を取り入れます。
- ⑤ 子どもたちの「食べる力」を育みます。
- ⑥ 土曜日に親子でのんびり過ごす機会を作ります。
- ⑦ 大勢のボランティアの協力を得ます。
- ⑧ 市民や企業の協力も大切にします。

[7つの遊びのしかけ]

*写真は活動例です。

① みんなで

例・ゲーム大会



やりたい子どもたちで

例・ブロック遊び



② 同じような学年で

例・実験工房～高学年向け～



いろいろな学年で

例・みんなでおやつ作り



③ 親子いっしょに

例・バウムクーヘン作り



子どもたちだけで

例・積み木遊び



④ **教わりながら**
例・囲碁教室



自ら考えて
例・ダンボールハウス



⑤ **何回かシリーズで**
例・苦手にチャレンジ



1回だけで
例・ハロウィンパーティー



⑥ **地域へ**
例・キッズ探検隊



地域から
例・木っ端祭り～企業が協力～



⑦ **学校の中で**
例・キッズルーム



学校の外へ
例・公園で縄跳び



■キッズクラブの1日(平日のモデル)

* 標準モデルのため、各クラブによって、また、日によって異なる場合があります。

放課後

参加受付



フリータイム

3時

選択講座

外遊び



4時

終わりの会
帰りのしたく



5時

おやつ



6時

宿題

グループ遊び

一人遊び



7時

■活動時間

- 月曜日～金曜日／授業終了後から午後7時まで
- 土曜日、学校休業日、長期休業日(春・夏・秋・冬休み)／午前8時30分から午後7時まで
 - * 原則として、日曜日、祝日、年末年始を除き開催します。
 - * いつ、何時まで参加するかは原則として自由です。
 - * 事情により、実施日、実施時間を変更することがあります。

■活動場所

- 2室／静かに過ごす部屋、元気に遊ぶ部屋
 - * 体育館、校庭での活動もあります。

■参加方法

- 対象／原則として、実施校に通っている1～6年生
- 登録／事前に各クラブに申し込んでください。
 - * 特に配慮を要する場合には、面談を行いますのでお申し出ください。
 - * 行き帰りは、保護者の責任において十分ご注意願います。
 - * 午後5時以降も参加する場合には、保護者等のお迎えをお願いします。
 - * 出席予定の日に欠席する場合には、連絡をお願いします。

■スタッフ

- スタッフ／常勤の主任指導員・指導員(各1名)に加え、非常勤の補助指導員を参加児童数に応じて配置しています。
 - * 講座や遊びの指導に、ボランティアも参加しています。

■費用

- 参加料／ 午後5時まで : 無料
午後5時以降 : 月額5,000円、1回800円
 - * 市民税非課税世帯の場合、所定の手続きにより月額参加料が半額になります。
 - * 月の途中からの参加や月の途中にやめる場合、参加可能日が6日以下であれば、月額参加料が半額になります。
- 傷害保険料／年額500円
- おやつ代等／実費

■Q&A

Q1 暴風雨等で集団下校、臨時休校となった場合は？

A1 運営します。

* 行き帰りは、保護者の責任において十分ご注意ください。

Q2 連絡体制は、どのようになりますか？

A2 お申し出いただいている連絡先に連絡します。

Q3 出欠確認は、どのように行いますか？

A3 出席票などにより当日の参加状況を把握します。

* 予定時間に児童が参加していない場合は原則として保護者に連絡します。

Q4 参加中の病気やケガへの対応は？

A4 応急措置を行い、保護者へ連絡するとともに、必要な場合は医療機関へ連れて行きます。

* 保険の適用についてはご相談ください。

* 保護者のお迎えをお願いすることがあります。

Q5 事件等への対策は？

A5 学校や警察と連携するとともに、日常の施錠確認や施設点検を充分行い、研修や会議等を通して危機管理対策を徹底します。

Q6 おやつの内容、出す時間などは？

A6 保護者によって意見が異なるため、保護者会のご希望やご意見を踏まえ、クラブ毎に決定します。

* アレルギー等がある場合は、参加申し込みの際お申し出ください。個別に対応します。

Q7 運営に対する意見や要望の窓口は？

A7 各クラブのスタッフにお申し出ください。

また、各運営主体や各区・子ども青少年局にお申し出いただいても結構です。